

追加説明資料

〔経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化部分〕

取組の全体像（事業所母集団データベース関係）

事業所母集団データベース整備の目的（統計法第27条第1項）：
「被調査者の負担の軽減に資すること」

改正内容のポイント

整備のための報告の求め
及び応諾義務化
（DBの精度確保）



DBが正確になる



事業所IDの導入
（リンケージによる重複排除・
高度利用の実現）



調査の重複が排除される



DB利用範囲の拡大
（社会的活用）



統計の価値が高まる



- 報告者（事業所・企業）の負担が継続的に軽減される
「小さな一回の負担」→「大きな継続的軽減」
- 正確で利用価値の高いDBとして整備されることで、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」（統計法第1条）としての公的統計の実現に寄与

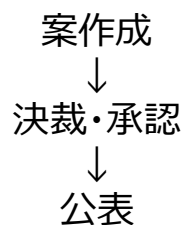
報告を求める内容や方法の決定プロセス

事業所母集団データベースの整備のために、新たに「報告の求め」を追加するに当たっては、報告を求める内容や方法を決定するプロセスとして、主に以下の3つが挙げられる。

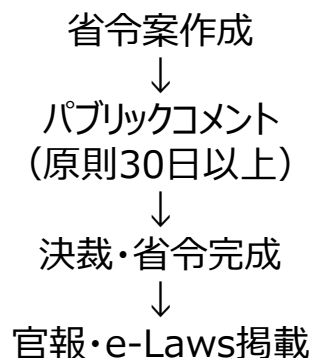
	概要	迅速性	民主性	専門的知見
① 総務大臣決定の公表	外部の有識者等へ意見を聞くプロセスが求められていないため、柔軟に修正が可能。	○	×	△
② 省令の制定	法令の一種。 パブリックコメントを行わなければならないため、国民の意見を踏まえることができる。その中で、専門的知見を得ることができる可能性がある。	△	○	△
③ 統計委員会への諮問・答申	委員会での審議で統計や会社法制などの専門的知見を含めることが可能。委員会が軽微な事項と認めるものは諮問を要さないものとするができる。	△	△	○

各プロセスの大まかな流れ

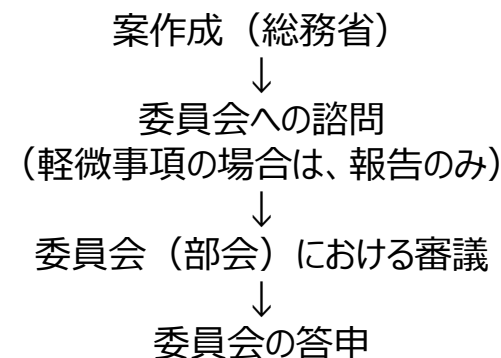
① 総務大臣決定の公表



② 省令の制定



③ 統計委員会への諮問・答申



廃業事業所への対応

正確な母集団情報 = 新設情報の正確性
+ 廃業情報の正確性 ←ここが問題
+ 属性変更情報の正確性



廃業した事業所については、「存在しなくなった事業所」であるため、罰則による実行担保がない（義務化が困難）

想定されるアプローチ

- 廃業に関する照会の仕組みを検討（事業所母集団データベースの整備に係る既存の照会の仕組みは規定上存置することを想定し、照会方法を見直し）
- 行政データ・民間データのさらなる活用による廃業情報の捕捉（商業・法人登記簿情報や労働保険情報は既に一部活用中であるが、今後のさらなるデータ利用可能性を検討）

など